

論 文

所有論の現状と今後*

竹 下 公 視

- I. はじめに
- II. 議論の背景
- III. 所有権の概念：法的分析
- IV. 経済学的アプローチ
- V. 政治理論における所有
- VI. 現代との関連：議論の有効性
- VII. 所有の正当化論
- VIII. 結 び

I. はじめに

このところの所有に関する議論の隆盛には、目を見張るものがある。法律学、政治学、哲学、倫理学、経済学等々さまざまな角度から所有が考察・検討されている。ここではとくにこうした最近の所有に関する議論の中で、何が問題とされ、何が解明され、そして残された課題ないし問題が何か等を考察することを通して、一方で所有をめぐる議論の現状を把握し、他方でその議論の可能性と限界を見極め、その議論の今後の方向を探ってみることにしたい¹⁾。そ

*筆者は、1992年から93年にかけて約1年間、University of California Los Angeles (UCLA), School of Law の S. R. Munzer 教授の下で所有論の研究に従事した。また、その間、本稿でも取りあげる L. C. Becker (College of William and Mary, Virginia), J. Grunbaum (Buffalo State University), J. Waldron (University of California, Berkeley), A. Reeve (University of Warwick), A. Carter (Heythrop College, University of London) の各教授とも意見交換する機会をもつことができた。本稿の枠組みを形成するに際して、彼らから得た情報(資料を含む)が大いに参考になった。ここに記して謝意を表したい。

1) 筆者は、すでに拙稿(1992a) "Theory of Property at Present," *Kansai University Review of Economics and Business*, Vol. 20, No. 2, 1-21. において、

のために、そうした最近の議論の背景を考察することから始めよう。

II. 議論の背景

ここ15年くらいの間に、所有という主題への関心の高まりは多くの研究に反映された²⁾。そして、それらの研究が、所有の理論に特別に（個別に）取り組むことの少なかった以前の状況を一変させた。L. C. ベッカー（Lawrence C. Becker）が、そうした所有をめぐる議論の状況を以前の状況と比較して、「多すぎる所有」（Too Much Property）と表現しているほどである³⁾。そのなかでも、J. ウォルドロン（Jeremy Waldron）と S. R. マンザー（Stephen R. Munzer）⁴⁾による2つの大著は、注目に値する。これらは所有に関する現在の研究の一般の状

ひとつの視点から所有をめぐる議論の現状の検討を行っているが、本稿はまた別の視点から内容的にもう一步踏み込んで最近の所有論の特徴とその方向性を考察しようとするものである。

- 2) そうした文献の一部として、たとえば、つぎのようなものが上げられる。Becker, L. C. (1977) *Property Rights: Philosophical Foundations*, Routledge and Kegan Paul; Pennock, J. Roland and John W. Chapman eds. (1980) *Nomos XXII: Property*, New York University Press; Ryan, Alan (1984) *Property and Political Theory*, Basil Blackwell; Reeve A. (1986) *Property*, Macmillan [生越・竹下訳『所有論』晃洋書房, 1989年]; Grunebaum, J. (1987) *Private Ownership*, Routledge and Kegan Paul; Ryan, A. (1987) *Property*, Open University Press [森村・桜井訳『所有』昭和堂, 1993年]; Waldron, J. (1988) *The Right to Private Property*, Oxford University Press; Carter, A. (1989) *The Philosophical Foundations of Property Rights*, Harvester Wheatsheaf; Munzer, Stephen R. (1990) *A Theory of Property*, New York, Cambridge University Press.
- 3) Becker, L. C. (1992a) "Too Much Property," *Philosophy & Public Affairs*, 21 (1992): 196-206.
- 4) 拙稿 (1991) 「ミュンツァーの所有論：所有権の正当化を中心に」 関西大学『経済論集』Vol. 41, No. 2, 183-205; 拙稿 (1992b) 「所有理論とその適用：ミュンツァーの試みについて」 関西大学『経済論集』Vol. 41, No. 4, 197-224. においては、Munzer をドイツ語読みで「ミュンツァー」と表記したが、確かにそのように呼んでいる者もあったが、本稿では正式に本人が使用する「マンザー」という英語読みに改めることにした。

況を観察し、またその研究の将来の方向を考察するための絶好の機会を提供してくれるが⁵⁾、このように所有という主題に専門化した研究（文献）の展開はかなり最近の現象である。もちろん、これは、これまで政治社会思想史の中で所有に関してなんら重要なことが言われてこなかったということではない。

歴史的に、所有に関するほとんどの議論は、非常に広範な関心をもつ政治社会哲学の作品（研究）のなかに埋め込まれていた。プラトン (Platon, 427-347 B. C.), アリストテレス (Aristotle, 384-322 B. C.), トマス・アクィナス (Thomas Aquinas, 1225?-1274), J. ロック (John Locke, 1632-1704), J. J. ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778), D. ヒューム (David Hume, 1711-1776), I. カント (Immanuel Kant, 1724-1804), G. W. F. ヘーゲル (George W. F. Hegel, 1770-1831), そして K. マルクス (Karl Marx, 1818-1883) のような思想家たちは所有に関する特定の思想（ないし見解）をもったが、所有という主題のみを特別に取りあげ研究したわけではなく、それらは彼らが提示したより広いビジョンのなかに統合されていた。それらは、所有権システムの起源や一般的根拠の問題、正義・平等・社会秩序の安定性に関する広範な政治的関心と所有との関係、人のニーズ・自己実現・抑圧と所有との結びつき、といったずっと広範な問題に焦点を当てていた。そうした思想家たちの著作は後の研究者にとって豊富な情報の出所として役立ってきた⁶⁾。したがって、その程度は問題であるが、そうした所有理論の一貫性（統一性）は明らかにそれが埋め込まれているより広い哲

5) ウォルドロン (1988) とマンザー (1990) の議論は、本稿Ⅶ節「所有の正当化論」で若干詳しく取りあげる。なお、マンザーの議論については、拙稿 (1991), (1992b) 前掲論文を参照。

6) このような状況は、「所有」に限定されず、同様なことが「民主主義」や「平等」などの他の重要な政治的アイデアについてもいえる。それゆえ、民主主義に関する論争史と同じように、所有に関する論争史も、そうした資料・情報の探索と再構成を含んでいる。Reeve, A. (1991) "The Theory of Property: Beyond Private vs. Common Property," in David Held (ed.) *Political Theory Today*, Polity Press, 91-114, p. 94.

学的フレームワークに依存し、また、そうした理論と現代の規範的分析との関連は彼らが考えている経済的・政治的諸制度が現代的条件とどの程度両立するかにかかってくる。

このように考えるとき、当然、最近の所有に関する研究(文献)の飛躍的増大は、諸学問の専門化の結果が単に反映されているだけなのか、あるいは再びそれはより深い関心を反映しているのかという疑問が生じてくる⁷⁾。この点に関しては、ある程度それはこれまでともかく当然のことと思われてきた所有に関する議論をより詳細に論じようとする関心と、そうした議論が現代の条件下でどの程度有効かに関する懐疑を反映していると考えられる。さらに、今世紀における所有に関する研究を形成した基本的な変化が、近年の所有に関する文献の増大をもたらしている、と考えられる。その基本的な変化とは、所有に関する概念的变化、制度的変化、そして理論的な変化の3つである⁸⁾。概念的变化は、権利と所有権という概念の精緻化である。代表的なものとして、W. N. ホーフェルド(Wesley Newcomb Hohfeld)による権利の分析、A. M. オノレ(A. M. Honoré)による所有権の分析が上げられる⁹⁾。それらは所有権の観念を拡大させたが、他方でそれをより複雑化させた。たとえば、人類学者と法理論家の研究は、所有権の可能な形態の多様性に関するわれわれの認識に多くのものを加えたが、所有権に関して包括的な説明を与える試みを大いに複雑化した。制度的変化は、一方で社会主義経済の興亡(盛衰)と、他方で資本主義経済にお

7) Cf. *Ibid.*, p. 95. なお、諸学問の専門化に先立つ所有の理論もいくつか存在した。ブルードン(Pierre Proudhon)、ルトウルノ(Charlie Letourneau)らの研究がその例である。彼らは、明らかに正しい分配を前提とし、その時代の誤った分配に関心をもった。また、ある程度、彼らは、現存する取り決めが現実にあるいは潜在的に破滅的であるという危機感を共有していた。*Ibid.*, 94-5.

8) Becker (1992a) *op. cit.*, pp. 196-7.

9) Hohfeld, Wesley Newcomb (1913) "Some Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning," *Yale Law Journal*, 23, 16-59; Honoré, A. M. (1961) "Ownership," in A. G. Guest (ed.), *Oxford Essays in Jurisprudence*, Oxford University Press, 107-47.

ける変化——たとえば、現代株式会社の所有者を確認することを概念上困難にするような変化——を含む。理論的变化は、法の経済分析、合理的選択アプローチ、および分配の正義に関する非功主義的理論の広範な展開を含む。さらに、権利の性質と権利の基礎一般に対する哲学的関心の復活と応用倫理学への関心の増大が、多元的道德理論の包容力を高め所有理論（とくにその正当化論）に対して大きな影響を与えた¹⁰⁾。

Ⅲ. 所有権の概念：法的分析

所有に関する最近の議論で提起されている主要な問題は、第1に、所有権の概念。すなわち所有とは何か、どの権利が所有権か、そしてそれらの権利の性質はどういうものか。何が ownership で、それは property とどのように関係するのか、という問題である。第2に、そうした権利を正当化できると結論づける一般的根拠。すなわち、何らかの所有システムに対する一貫した正当化が存在するのか、という問題である。これは、現在のシステムが弁護可能かを問うことによって、そして現存する実践を批判するために弁護可能なモデルを提供することによって、アプローチされてきた。ここでは、まず前者の所有権の概念の側面から検討してみよう（後者は、Ⅶ節で議論する）。

一般に、所有に関する最近の議論は、私的所有権の権利(the rights of private

10) 筆者が直接に意見交換する機会をもった6人の研究者の所有の議論も、基本的には本節で扱った背景に沿うものであったが、個人的に得た情報では、各人の所有論の直接の契機には微妙な相違がみられた。もちろん、それぞれの相違も少なくないのであるが、一般にアメリカを研究の舞台としている Munzer, Waldron, Becker, Grunebaum の各教授は、共通に H. L. A. Hart, J. Rawls, R. Nozick の議論に触発されたことを指摘した。これに対して、イギリスの研究者である Reeve, Carter 両教授は、最近のロック研究の進展と新自由主義的、あるいはリバタリアンの風潮に対する反発という側面を強調した。また、この2人との議論の中でイギリスの所有論研究には相対的にマルクス主義の影響が色濃く残っている印象を受けた。これらはある程度、専門分野を異にすることによる相違とも考えられるが、両国における思潮の相違もまた反映しているものと思われる。

ownership)として解釈される私的所有権(private property rights)に焦点を当てる傾向がある。そのようなものと解釈される所有権は現実には諸権利の束(a bundle of rights)であり、権利保有者のために、排他的使用(ないし「もの」へのアクセス)を保障するアイデアを中心に組織されている。A. M. オノレは彼の古典的論文“ownership”¹¹⁾のなかで、法的所有権の付随条件を詳細に分析したが、それはその後の分析に大きな影響を与えてきた。彼の分析は、常に完全に評価されたわけではないけれども¹²⁾、所有権の議論のなかで現在広く用いられている。オノレは、ownershipが成熟した法システムの下でどのように理解されているかを確認し、さまざまな成熟した法システムには、他にどのような相違があったとしても、同じように所有されるいくつかの項目がある、と考えた。彼は、標準的なケースにおいて、次のような11の付随条件を確認した。使用する権利、管理する権利、収益への権利、資本への権利、占有する権利、および安全への権利である。そのほかの付随条件は、相続可能性、期間の不存在、加害的使用の禁止、残基性、および強制執行の対象となるという地位である。

オノレは、これらの11の付随条件(要素)によって構成される所有権を「完全な自由主義的所有権」(full liberal ownership)と呼んだが、それぞれの付随条件は非常に多様な形で現れうる。たとえば、収用免除は極めて緩く解釈され、ほとんどいつもかなりの課税と規制を許している。加害的使用の禁止は、ある法的システムの下では、生産的使用のための必要条件を意味する。譲渡・移転する権利もしばしば厳しく制限される。さらに、かなりの量の財産は「完

11) Honoré (1961) *op. cit.*

12) しばしば疑問とされたのは、本文で以下に述べる所有権の構成要素のうちの、いくつかの非権利的付随条件の地位である。すなわち、オノレの特徴づけから出発した者のなかには、強制執行の対象となる地位と加害的使用の禁止を含めることに疑問を呈した者もいた。Carter (1989) *op. cit.*, pp. 5-8; Becker, L. C. (1980) “The Moral Basis of Property Rights,” in Pennock and Chapman eds. (1980) *op. cit.*, 187-220, pp. 189-192; Ryan (1987) *op. cit.*, pp. 53-54 [邦訳, 74~75ページ].

全」よりも以下のレベルで所有される。このような所有権の多様性は、その正当化に関係して、次のような問題を生じさせる¹³⁾。すなわち、所有権の主張（そのある形態）を正当化するために、完全な所有権の付随条件のどの程度が存在する必要があるのか。そうした主張すべてに必要な何らかの付随条件が存在するのか。何かひとつの付随条件で十分なのか。ある形態の所有権を構成する（おおむね定義する）付随条件の何らかの集合を所与として、どの程度その付随条件の定義を弱め、依然としてある形態の所有権をもつと主張できるのか。このような付随条件の弱い集合を示す「所有」の多様性から生ずる問題だけでなく、標準的な付随条件の主題である、あるいはそうであるべき「もの」の多様性の問題によっても、所有に関する包括的説明を与えることの困難性が増幅される¹⁴⁾。

こうした問題は解決にはほど遠いが、しかし近年の傾向は、完全な所有権の付随条件のますます弱い集合が所有権を構成すると考えられてきた。たとえば、収用免除プラス付随条件の他の権利のうちのいずれかひとつが所有権を構成する、と結論づけることに対する何らかの概念上の障害が存在するであろうか。もしそうでなければ、そしてもしわれわれがさらに実践的ないし法的制約

13) 所有権の多様性が、その正当化に関係して生じさせる問題に関する以下の議論は、次のものによる。Becker, L. C. (1992b) 'property,' in Becker, L. C. (ed.) *Encyclopedia of Ethics*, 1023-7, p. 1024. また、これに関連して、オノレが指摘したにもかかわらず、よく見落とされる2つの点に注意することが重要である。第1に、何かあるものの法的取扱いの複雑性は所有がその標準的な規定に必ずしも常に還元されえないほど多様であることを認めながら、彼は「標準的なケース」から出発していること。第2に、彼は ownership の規定とその所有者の確認とを区別した。ownership に含まれる付随条件はさまざまな個人や制度に付属せうから、誰が所有者か、あるいは実際そもそも所有者が一人であるかどうかを自信をもっていうことは難しいかもしれないとしていること、である。Honoré (1961) *op. cit.*, pp. 110-11.

14) これらは多くの実践的な適用をもつ興味ある概念上の問題であり、裁判所は、これらの付随条件の部分的な集合を所有の形態として扱うべきか否かを考慮するよう定期的に求められる。Becker, L. C. (1992b) *op. cit.*, p. 1024.

を課すことができなければ、そのとき所有の概念はもはや有用ではないということにもなる。

このように、所有権(の概念)の法的分析は、オノレのアプローチをさらに改良することによって、あるいはオノレのアプローチをホーフエルトのカテゴリーと結びつけることによって¹⁵⁾、展開されてきた。(けれども、上述のように、分析上の紛糾を引き起こしている面も見られる。)

IV. 経済学的アプローチ

所有への経済学的アプローチは、法的分析と全く違った形で、すなわち「法的」所有権と「経済的」所有権とのギャップを強調することによって、発展してきた。一般には、所有(権)への経済学的アプローチは、所有権の経済学、取引費用経済学、新しい経済史、法と経済学などと呼ばれるここ20年くらいの間に現れた新しいアプローチの中に見られる。これらの新しいアプローチは、情報、取引費用、そして所有権(ないし制度)の制約を導入し、新古典派経済学を修正しようとする点で、共通している¹⁶⁾。そのアプローチへの古典的貢献

15) これは、たとえば、マンザーによって試みられている。彼はホーフエルトの「権利」の要素の相関語と反対語の分類によって、オノレの付随条件をさらに明瞭にしようと試みた。彼は次のように述べる。

「本書の目的のためには、ホーフエルトとオノレを次のように拡張するのが有益である。property のアイデアは、……ホーフエルト的な要素、相関語、反対語の集合、ownership の標準的な付随条件と他の関連するが弱い利害の標準的な付随条件の規定、およびこれらの付随条件の主題である『もの』(有形と無形)の目録である。ホーフエルトの概念は規範的様式である。より特殊な形のオノレの付随条件では、これらは property を構成する諸関係である。比喩的にいえば、それらは property と呼ばれるスティック(sticks)の束である。しかしながら、property はまた ownership のレベルまで至らない弱い付随条件の集合を含むこと、に注意しよう。」Munzer (1990) *op. cit.*, p. 23.

16) Eggertsson, Thráinn (1990) *Economic Behavior and Institutions*, Cambridge University Press, p. 6. ところで、こうしたものの中で、所有権を特に強調するものとして、次のようなものが上げられる。Barzel, Yoram (1989) *Economic Analysis of Property Rights*, Cambridge University Press; Libecap, Gary (1989)

は、R. H. コース (Ronald H. Coase) とH. デムゼッツ (Harold Demsetz) によって提供された¹⁷⁾。その関心は、所有権と効率性との関係にある。その所有権の定義は、個々人が自己の活動の費用を負担し、報酬を受ける程度に影響を与える。効率性は、個々人が実際にそうした費用を負い、そうした報酬を受けることを要求する。そこには、こうした結果をもたらすために所有権を再定義することによるインセンティブ構造の変更に関心するであろうという考え方で、所有権がそのように再定義されるべきであるという考え方が存在する。

このアプローチを展開している最近の研究ははっきりと法的所有権と経済的
所有権とを分け、後者をほとんど「完全には境界確定され」(perfectly delineated)
ないようなものとして定義している¹⁸⁾。そのとき、この試みはこうした不完全
性によって引き起こされる行動——ただ乗り、怠業、過剰利用等々によって他人
の「財産」を自分のものにしようとする行動——を説明することになる。

「資産に対する個々人の所有権は、これらの資産を消費し、それから所得を
獲得し、譲渡する権利ないしパワーから構成される。資産家が所得を獲得し、
それを譲渡することは交換を必要とする。すなわち、交換は権利の相互譲渡で
ある。概して、法的権利は経済的権利を高めるが、前者は後者の存在のために
必要でも十分でもない。……過去において経済学者が行動の分析に所有権の概念
を利用できなかったのは、おそらく権利を絶対的なものとみなす彼らの傾向

Contracting for Property Rights, Cambridge University Press; Pejovich, Svetozar (1990) *The Economics of Property Rights: Towards a Theory of Comparative Systems*, Kluwer Academic Publishers.

17) Coase, R. H. (1960) "The Problem of Social Cost," *Journal of Law and Economics*, Vol. 3, 1-44; Demsetz, H. (1967) "Towards a theory of property rights," *American Economic Review*, Vol. 62, reprinted in H. Demsetz (1988) *Ownership, Control, and the Firm*, Vol. 1, Basic Blackwell, 104-116.

18) Barzel (1989) *op. cit.*, p. 2.

に由来する。所有権の概念は、取引費用の概念と密接に関係する。私は、取引費用を権利の移転、獲得および保護と関係する費用と定義する。もし、何らかの資産に対してこれらの費用のそれぞれが上昇し、権利の完全な保護と完全な移転がともに禁止的に費用がかかると想定すれば、そのときには権利は決して完全ではないであろう。なぜなら、人々は『自己の』資産の完全な潜在力を獲得するのが得策であることは決して考えないからである。』¹⁹⁾(強調は筆者)

このアプローチは伝統的な用語法から逃れるパースペクティヴを含むけれども、明らかにいくつかの興味深い行動の説明に導く。もちろん、こうした種類の分析の基礎にある行動上の仮定は挑戦を受ける。たとえば、賃金契約に入る個々人全てが良心よりもむしろ監督によってのみ怠業を抑制されるというのは、ありえないことである。しかし、望ましい所有システムについての何らかの興味ある提案は、経済的取り決めと矛盾しないということを示さなければならないだろう。それゆえ、所有権への経済学的アプローチは、たとえそれがその前提を拒絶するためにだけであっても、どの統合理論によっても考慮されなければならないであろう。

経済学的アプローチの特殊な適用は歴史的なものであった。ここで古典的な事例は、D. C. ノースと R. P. トマス (North, Douglass C. and Robert Paul Thomas)²⁰⁾によって提供された。彼らは、16, 17世紀ヨーロッパにおける経済成長率の相違を、それぞれの国における財産を管理する取り決め(所有制度)に言及することによって説明しようと試みた。しかしながら、この経済学的アプローチの適用はその実践者たちを困惑させた。というのは、そこではまた、分析者の観点から非効率的である所有上の取り決めがありふれており、繰り返し起こっているということが示唆されていたからである。このことは、次に所有

19) *Ibid.*

20) North, Douglass C. and Robert Paul Thomas (1973) *The Rise of the Western World: A New Economic History*, Cambridge University Press [速水・穂本訳『西欧世界の勃興——新しい経済史の試み——』ミネルヴァ書房, 1980年].

権(制度)変化の経済理論²¹⁾を提供する試みへと導いてきた。G. リーベキャップ (Gary Libecap) は次のように主張する。

「観察された諸制度が、特定の社会的、経済学的問題に対する最も効率的な反応を表すものかどうかにかかわらず、所有権の変更からの純社会的便益は全く大したものではないだろうと信ずる理由を、経済理論、経済史ともに提供する。これは、所有権の取り決めにおける大きな変化に伴う分配上のコンフリクトを解決することが困難だからである。」²²⁾

こうして、事実上、所有の経済理論は、所有権の変更からの全体的な便益が特定の行為者にどのように分配されるようになるかに関する理論である。すなわち、経済理論は政治の（あるいは少なくとも制度の）理論にかかわる。

V. 政治理論における所有

政治理論においては、最近10年そこそこの間に所有に関する文献における注目すべき展開があった。政治理論家の2つの関心が、所有が受けてきた注目に貢献している。第1は、リバタリアニズムとリベラリズムとの関係に関するものである。第2は、マルクス主義的分析カテゴリーの精度、一貫性、および有効性にかかわる²³⁾。

政治理論において、そもそも所有の諸理論に最初に再び注意を向けたのは、C. B. マックファーソン (C. B. Macpherson) の研究であった。マルクス主義的パースペクティヴから執筆された『所有的個人主義の政治理論』²⁴⁾のなかで、

21) その代表的なものとして、次のものが上げられる。

North, D. C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press.

22) Libecap (1989) *op. cit.*, pp. 3-4.

23) Reeve (1991) *op. cit.*, pp. 93-4, 95-9.

24) Macpherson, C. B. (1962) *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke*, Oxford University Press [藤野・将積・瀬沼訳『所有的個人主義の政治理論』合同出版, 1980年].

彼は、17世紀の政治理論が、あるいは少なくとも17世紀の主要な理論家——T. ホブズ(Thomas Hobbes, 1588-1679), J. ロック, 平等派(the Levellers), J. ハリントン(James Harrington, 1611-1677)——によって提示された諸理論が、勃興する市場社会の時代にふさわしい所有的で個人主義的前提(possessive and individualist assumptions)に依存していた、と主張した。もちろん、諸前提はおおむね所有の諸理論を検討することによって明らかにされた。マックファーソンは、現代の(主として、リベラルな)政治思想が基本的に欠陥をもつものであることを示し、彼が現代思想の基礎にあると確認した欠点ある概念に代えて、所有の新たな理解を推奨した²⁵⁾。取り上げられた思想家たちの所有の諸理論の

25) Cf. Macpherson, C. B. (1979) "Property as Means or End," in Parel, Anthony and Thomas Flanagan (eds.) *Theories of Property: Aristotle to the Present*, Wilfrid Laurier University Press, pp. 3-9.

この中で、マックファーソンは次のような議論を展開する。彼によれば、西側の伝統の中で、所有の理論を概観する方法がいくつか考えられる。ひとつはさまざまな所有の歴史的議論を取りあげ検討すること。もうひとつは、何らかの所有を正当化する根拠の論理的一貫性と妥当性を検討すること。さらに別の方法は、所有という概念(所有の定義)そのものに込められた内容の変化から出発し、それらの変化を支配階級の要件変化に結びつける方法、である。

所有を概観するこれらの3つの方法以外に、彼はもうひとつの方法を提示する。すなわち、所有を手段として扱うものと目的として扱うものとの間に、何らかのパターンを探す方法である。古代から中世までの西欧の伝統において、所有は、目的ではなく手段として扱われてきた。すなわち、ほとんどの所有理論家は、所有を、人間の幸福のような何かより大きな目的に対する手段としてみなしてきた。しかし、ホブズから、ロック、そしてベンサム(Jeremy Bentham, 1748-1832)に至る自由主義的功利主義の伝統の中では、手段としての所有から目的としての所有への概念の変化がみられた。彼らにとって、効用の極大化は目的であり、それは物的富で測定される。こうして、物的富の極大化(財産の蓄積)が実質的に目的そのものにされた。この「手段としての所有」と「目的としての所有」との混同が、依然として自由民主主義理論を悩ませている。すなわち、所有は手段として扱われるけれども、もし資本主義的所有制度が支持されねばならないとすれば、目的としての蓄積は否定できない。結局、所有がより重要な目的に対する手段という適切な地位に戻るまで、満足はいく所有理論はできないであろう、と彼は結論づける。

解釈は大いに論争の余地のあるものであったが、それは所有に関するアイデアの歴史に関する研究にかなりの刺激を与えた。興味深いことに、ロックという同じ理論家が、専有の正義に関する権利に基づく概念を提供しようとした R. ノージック (Robert Nozick) の『アナキー、国家、ユートピア』²⁶⁾において、重要な役割を演じた。

こうして、リベリズムは、一方でマルクス主義的パースペクティヴから、他方でリバタリアンのパースペクティヴから、批判・攻撃されてきた。これらの2つの批判は、全く異なる方法ではあったが、個人が社会で占める地位に関するリベラル思想の不十分さを指摘した。マックファーソンの批判の力点は、リベラルな伝統の中心にある個人の見方の限界にあった。すなわち、個人は所有的で、交換指向的であるといわれるが、その自己発展と共感の能力が軽く扱われていることによって、リベリズムそのものが無効になっているという批判であった。ノージックとその後継者たちの力点は、リベラル一般、特に功利主義的リベラルが権利保有者個人に授ける結果に対するコントロールの不十分さにあった。すなわち、それらは個人の権利に対する十分な関心を維持できないという主張であった。そこから、ノージックは、リベリズムの正統派であったと考えられたかもしれないものに反対して、分配よりも個人的専有の正義を中心に置く正義の理論を主張した。

マルクス主義的分析カテゴリーの問題に関しては、分析派マルクス主義が所有の諸理論に関心をもってきた。分析派マルクス主義はある程度マルクス自身の立場のより哲学的に洗練された注釈を提供しようとしてきたけれども、それはまた、現代の議論におけるテーマを考慮に入れその立場を進めようとしてきた。その中には、大別すれば、マルクスの歴史理論を弁護しようとする試み、マルキストは搾取にかかわるべきかに関する広範な議論、および社会主義社会の普遍的規定と分配原則への関心が、存在してきた。たとえば、搾取に関して

26) Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State and Utopia*, Basic Books [嶋津格訳『アナキー、国家、ユートピア (上)・(下)』木鐸社, 1985, 89年].

は、搾取が主として市場に関係する現象として最もよくアプローチされるのか、あるいは、市場に関係する搾取は多くのさまざまなコンテクストのなかで確認・分析されうる現象の単なるひとつの特殊ケースであるのかが争われてきた²⁷⁾。

けれども、A. ライアン (Alan Ryan) が提出する問題はこの文脈で決定的な意味をもつ。彼は「なぜ社会主義者は非常に少ないのか？」²⁸⁾ という問題を提出し、次のように答える。

「マルクスの死後 100 年の間に起こったことは次のようなことである。すなわち、ある程度内的侵食によって、そしてある程度外的インパクトによって所有制度の中心性の信念は、何かより折衷的なものによって取って代わられたが、J. S. ミルとマルクス両者の見解にインプリシットな道徳的立場——仕事と生産を決定する権利ないしパワーはそうした権利とパワーの社会的機能によって決定されるべきであるということ——が、リバタリアンの間を除いてありふれたものになったことである。……[そして]……それをやや俗的にいえば、牛が

27) 搾取の理論は、一般的には、パワーの分析を(不)正義の説明と結びつける。こうして、所有が重要なものとして搾取のパワーの測面に含まれているのと同じように、所有は搾取的行動ないしは状況とされる事態の正義(あるいは、この文脈では、不正義)に関する主張におけるおそらく中心的な注目点である。たとえば、財産保有における不平等は不正義の証拠として、とくに獲得における歴史的不正義の証拠として引き合いに出される。また、実証的な法的所有権に関して正義に基づく批判がありうる。

けれども、こうした所有の分析と正義の分析との結びつきは、マルクスの立場の展開を試みるもの、あるいは彼の見解に同感するものに限定されない。たとえば、リバタリアンであるノージックは不正義を権利の侵害とみなす。彼は、強力な私的所有権を提唱するために、労働の生産物に対する資格から出発しているが、歴史的に、そして現代の哲学において、自然権が私的所有権と両立できるものかどうか、とくに生産されざる諸資源について両立できるものかどうか、多くの者は疑問を抱いてきた。Reeve (1993) "Property," in R. E. Goodin and P. Pettit (eds.) *A Companion to Contemporary Political Philosophy*, Blackwell, 558-567, pp. 562-4.

28) Ryan (1984) *op. cit.*, ch. 7 "Why Are There So Few Socialist?," pp. 175-93.

沢山のミルクの生産を続けている限り、そのミルクをいつ絞るかを誰が決定するかには誰もそれほど関心をもたない。」²⁹⁾

ライアの答えは、所有の問題は単に消費機会の問題として扱われること、所有権はその社会的機能によって決定されなければならないというある知的な合意が現れてきたこと、を意味している。

この知的な合意の概念は、ライア自身がリバタリアンを排除している点など、注意深く取り扱われるべきであるが、彼の指摘する点はより重要な意味をもつ。これは、先進資本主義諸国における社会主義への実践的関心と知的な信念の減少（消滅）と大きく関係する。ライアは所有と労働との関係（労働観の変化）に注目し、ロックとルソーに始まる2つの伝統、すなわち所有の「道具主義的見解」(instrumental view)と「自己発展的見解」(self-developmental view)を区別した³⁰⁾。この区分に従えば、現代社会（豊かな社会）では前者が一般的な見解となり、所有権が福祉や繁栄で判断される。その結果、「所有権はこんにちでは、それが所有権であるというよりもむしろ権利であるがゆえに、重要である」³¹⁾。こうして、現代世界の条件は、支配的な状況下でのこれまでの伝統的な所有論争の有効性に疑いを抱かせ、そして所有に付された争点を見直す必要を示唆しているように思われる。なぜそうであるかを見るために、最近の議論の現代との関連を次に考察してみよう。

29) *Ibid.*, pp. 176-7, 185.

30) 「道具主義的見解」は、「仕事ないし労働をこうして彼らに利用可能にされた財を消費したい人々によって担われるコストとしてみなす」。これに対して、「自己発展的見解」は、仕事は「本質的に充足的である、あるいは充足的でありうる、そして明らかに充足的であるということ」である、そして「人と彼が所有するものとの関係は本質的に重要である、すなわち人と彼の財産の間には本質的な結びつき、哲学的分析に報いる結びつきがあるということ」である。*Ibid.*, pp. 7, 11.

31) *Ibid.*, p. 192.

VI. 現代との関連：議論の有効性³²⁾

どんな種類のものであれ、所有の正当化の提案を検討する試みには、2つの密接に関係する活動が含まれていた。すなわち、歴史的規範に見られる議論の再検討と、以前の議論に確認される欠点を除去することによって一貫した正当化論を作り出そうとする試みである。こうして、ノージックの専有の理論はロックの理論の修正版であり、J. グリュネバウム (J. Grunebaum) は批判をくぐり抜けた伝統的アプローチの諸要素を混合させた³³⁾。ここで直面する困難は次のようなことである。すなわち、特定の著者の見解をそれが生み出された特定の文脈で特徴づけることは、その著者が描いた社会・経済システム——それは現代世界のいずれのシステムとも根本的に異なっても不思議はないシステムである——に依存するという、ことである。

これに関連して、所有の議論は、一般に、3つの種類の懐疑を明らかにしてきた。これはまず、伝統的な議論の内的な一貫性に向けられてきた。つまり、著者の諸前提を認めたとしても、その結論が当然の結果として生ずるのか、ということである³⁴⁾。

第2の懐疑はより一般的なものである。すなわち、包摂される理論的複雑性を考えれば、どの所有システムにとっても、完全かつ一貫した正当化を提供する可能性に疑いを抱かせる。この問題はいろいろな形で生じる。一方で、両立可能な権利の集合を作り上げようとする試みにおいて、その前提を意識的に厳格かつ簡素なものにしてある議論は、一貫性を達成できるがその厳格かつ簡素

32) 本節の議論は、基本的に次のものによる。Reeve (1991) *op. cit.*, pp. 99-110.

33) 拙稿 (1989) 「グリュネバウムの所有権論」關西大学『經濟論集』Vol. 38, No. 5, 146-69. を参照。

34) ロックの理論が最良の例を提供する。というのは、それが現在までさまざまな意図をもった著者による詳細な批判に服してきたからである。もちろん、ロック的説明の欠陥を修正しようとする理論に関する二次的批判も存在する。たとえば、ノージックの専有の理論もまた極めて微細に検討・批判されている。Reeve (1991) *op. cit.*, p.101.

な前提の拒絶を招き易い。他方で、たとえば、効用から出発する所有の正当化論は、それと特定の行為者が特定の「もの」に対する特定の権利をもつことを示すこととの間に、大きな隔たりを感じさせる。さらに、現代社会の現実の所有システムは極端に複雑である。具体的には、「特定の行為者」は、自然人、国内企業・国際企業のような法人、教会のような集団から国家そのものにまで及ぶ。管理する権利、収益への権利というような所有にかかわる「特定の権利」は、多様であるばかりでなく、特徴づけが困難で、しばしば共存し、そして分散している。それから、「特定のもの」は建築物のような物的なものから、知的財産のような抽象的なもの、事業の営業権のような無形物にまで及ぶ。こうした所有システムの経験的複雑性の認識は、所有の正当化論の完全性に関する懐疑を当然増大させる。

第3の懐疑は、第2の点を展開して、現代の条件下でのこれらの諸理論の有効性に関係する。すなわち、過去において提供されてきた伝統的議論（伝統的正当化論）が、現代生活の現実の経験的条件の下で有効かどうかという点である。この点に関していくつかの側面が指摘される。

まず、所有に関する特定の理論家の概念の再構築は、提示されている議論の基礎にある基本的前提——たとえば、神学的ないし形而上学的な前提——と、社会的前提の承認を含む。しかし、もしその理論の一貫性（ないし少なくとも、その力）が何らかの点で神学的支柱に依存していることが明らかになるならば、その議論は役に立たないと判断せざるを得ない。また、人間の本性についてある見解を提示するならば、その時には同様な問題が生ずる。社会的前提については、提示された理論によって考えられている経済生活の組織が、われわれにとってもっともらしく思われるものでなければならぬ。もちろん、もっともらしさの程度は議論の余地のある問題であるが、少なくとも現代社会が直面する複雑性（現代社会の規模、分業の重要性、分配問題の重要性、そして経済的・生態的な相互浸透性など）を認識するものでなければならぬ。もし議論の社会的前提にこのようなことを期待できなければ、そのときには不可避免的に提出された所有

に関する概念は、その限りでその価値を下げるであろう。

つぎに、多くの点で最も問題なのは、所有の諸理論が国家の地位を十分に考慮に入れてこなかった、ことである。たとえば、自然権議論は、それが一貫したものであるためには、国民国家の枠を越えるひとつの世代のすべての人々の要求だけでなく、その後の世代のどの世代のそれもまた考慮に入れなければならないであろう。けれども、この問題に直面しなければならないのは権利に基づく理論だけではない。功利主義も、一貫するためには、同様な意味での「フロンティアを越える義務」の承認を要求するよう思われる。また、一般的な原理から詳細な具体的制度への移行が多くの工夫を必要とするということのために、多くの「哲学的」議論は制度的に十分細かく明記されていない。この場合問題なのは、この提案の哲学的(理論的)一貫性ではなく、それが実際にどのように機能するかを想い描くことが困難であるということである³⁵⁾。けれども、それは、所有制度が伸縮性を欠くからではない。というのは、明らかに所有制度は順応性をもつからである。確かに、提案されたものを実現する際の厳しい実践的困難はその議論の一貫性に不利にはならないが、現代世界での最近の所有に関する議論の有効性について懐疑を抱かせても不思議はない。

結局、「これらの考察は現代の条件に対する所有理論の多くの明確な不適切さを強力に指し示している。要約すれば、われわれは、一方で、われわれがもはや共有しないような、あるいは現代生活の経験的特徴にはあわないような仮定に依存する議論を受け継いできた。そして、われわれは、他方で、政治的実践にとって全く非現実的な含意(単一の世界民主政府のような)をもつよう思われる、あるいはまた実現されるかどうかを判断するための十分詳細な制度的含意を規定するようには思えない、正当化可能な所有体制をもっている」³⁶⁾。

以上のような所有理論に対する懐疑に対して、どのように答えることができ

35) 筆者は、このことをとくにグリュネバウムの所有権論の問題点として指摘したことがある。拙稿(1989)前掲論文、166~169ページ。

36) Reeve (1991) *op. cit.*, p. 107.

るだろうか。ひとつの直接的な解答は、そうした懐疑が誇張であるとか、単に間違っていると答えることである。議論の基礎にある基本的前提に対する懐疑については、提示された理論をわれわれが修正することを妨げるものではないし、その前提のいくつかは違った形で、しかし非常に類似した文脈で利用可能であるかもしれない。けれども、この解答は、社会的前提や国家の地位に関する懐疑についてはそう容易に利用できない。たとえば、伝統的農村社会においてのみ実現される理論が、高度に産業化された経済にそれほど関係するようには思われないからである。しかしながら、その一方で、われわれ自身の社会と類似の社会を描いている理論もあることを承認しなければならない。それらがそうでない限り、その不一致を明確にし、その重要性を論じ尽くそうとすべきである。

現代の所有論の有効性に関する懐疑に対する第2の解答は、理論的純粋性の価値を主張することである。もし正当な所有（ないし公正な獲得）の一貫したモデルが、現行のものと大きく異なる政治的取り決めに要求するならば、その誤りは現実世界にあるのであって、その理論にはない、とする立場である。所有に関する経験的複雑性は、この見解では、モデルに示されている一貫性が適切に考慮されていない社会的進化の結果として生じる。モデルは、正当化可能なシステムがどのようなものになるかを示す機能を果たす。あらゆる人がすべての生産されざる資源（non-produced resources）の利用に関して発言権をもつべきであるということが、もし正当な所有システムの含意であるならば、そのときには、その発言を可能にする制度的取り決めに提供することの困難性がいかなるものであれ、これはひとつの真理である。この見解に従えば、もし政治的現実主義の名の下に理論に妥協を行えば、まったく一貫性を失うことになる。

こうした懐疑の立場とそれへの可能な解答との間の関係に関する以上の議論は、つまるところ、所有理論における規範的考慮と経験的（実証的）考慮との間の適切な関係に帰着する。これらの問題は、何らかの意味で所有理論に特殊なものであろうか。否。結局、同様な諸困難が、たとえば、民主主義の議論にお

いて現れる。それにもかかわらず、その問題は所有理論にとって特にきびしいように思われる。というのは、所有の取り決めは本質的に価値あるものではない。すなわち、規範的レベルで、「民主主義」は、自治という本質的価値に関係する。対照的に、所有は自由や正義のような価値の実現に対してなす貢献によって評価されるべきである。こうした点は、所有理論の複雑性を増大させる。それは、法、経済、そして政治的側面をまとめなければならない。それはまた、所有の制度と実践を多くの異なる価値に関係づけなければならない。この領域の理論的優雅さが、正義のような、単一の価値への集中によってもたらされるという危険——経験的事柄の排除という点だけでなく、価値の一元的取り扱いによってその問題を扱いやすくする試みにおいてもまた、その諸前提が厳格で簡素であるという危険——が、常につきまとう。この点との関連で、最近の所有の正当化をめぐる議論はとくに注目に値する。次節で、その点を考察してみよう。

VII. 所有の正当化論

標準的な分配の正義の諸理論は、私的所有権正当化の一般的条件の説明を与える³⁷⁾。たとえば、効用理論は、もし所有権が効用の原理(それがどのように定義されようとも)を充足するならば、その場合にのみ所有権が正当化されると主張する。同様に、社会契約説は、もし所有権が契約上の手続きを充足するならば、その場合にのみ所有権が正当化されると主張する。さらに、リバタリアンの理論は、もし人々が(彼ら自身ないし彼らの集団に対して)所有権を主張する資格があり、そうした主張を尊重できないことが自由に対する人々の権利の侵害になるならば、その場合にのみ所有権が正当化されると主張する。一般に、分配の図式「各人からその_____に応じて、各人にその_____に応じて」を満たす様式が、いつ所有権が一般に正当化されるかの説明に導く。必要、真

37) 分配の正義の理論による私的所有権正当化の一般的条件の説明は、次のものによる。

Becker (1992b) *op. cit.*, p. 1024.

価、能力、価値、そして努力、これらがさまざまな結びつきでこの図式にはめ込まれ、所有に関するそのような抽象的な結果を生み出すであろう。

けれども、私的所有に対する一元的な正当化——たとえば、一般的効用による正当化、あるいは自由による正当化——にとっての問題は、その議論の出発点である価値の一般性と、目的地である正当化された特定の所有システムの具体性との間の隔たりである。したがって、議論のワンステップの再評価が全く別の結論へ導くことがしばしば生じる³⁸⁾。その点、所有に関する最近の著作は、多元的で、等しく（不）健全な方向の一般的な私的所有に対する正当化論——すなわち、功利主義的考慮、ロック的労働理論、経済的自由への権利、等々——の存在を一様に主張している。所有に関する現代の理論化は2つの一般的特徴をもつ。一方で、それは私的所有に対して主張された正当化論に焦点を当て、ロックやヘーゲルのような作家の研究を検討し、そして彼らのアイデアの批判的な吟味を行ってきた³⁹⁾。他方で、所有については社会学的、心理学的、経済学的、法的、そして政治的な側面があるということの承認が⁴⁰⁾、これらの諸側面の適切な説明を与える理論（所有理論に対してより統合されたアプローチ）を生みだそうとする試みに導いた。

こうした意味で、さまざまなベースの正当化を統合しようとした試みは、L. C. ベッカー（1977）、J. グリュネバウム（1987）、および S. R. マンザー（1990）

38) リーヴ（1986）、ライアン（1984）、カーター（1989）の研究は、多くの一元的な正当化についてこの点を指摘している。Cf. Reeve, A. (1987) 'Property,' in David Miller (ed.) *The Blackwell Encyclopaedia of Political Thought*, Blackwell: 403-406, pp.404-5. また、拙稿（1988）「リーヴの所有論」関西大学『経済論集』Vol. 37, No. 6, 91-106, 104ページを参照。

39) この吟味ではつぎの2つのことを区別してきた。すなわち、著者が意図していたことを発見し著者に帰される議論を詳細に吟味しようとする試みと、これらの研究を示唆的なパターンの議論の源泉として用い、しばしば欠点あるものとされたものに対する別の前提を提供すること、との間の区別である。

40) これらの側面のいくつかは前節までに検討された。

のものである⁴¹⁾。ベッカーは、私的所有権正当化の主張の現代における最初のレビューを提供し、結論として批判をくぐり抜けた正当化の要素を考慮に入れたアプローチを示唆した。グリュネバウムは同様に、天然資源と生産された資源に対する制限された請求権から自己所有権の適切な請求権を明らかにしようと試み、「自律的所有権」の正当化可能性を主張した。

マンザーは、3つの正当化原理を提示し、多元的アプローチを次のように主張した。

「そのとき現れる所有権の姿は、功利主義的考察、おおむねカント的、ないしロールズ的な性質の正義の考察、および完全に非・ロールズ的な性質の真価の考察をともに結びつける注意深く構成された多元的図式の中に、それらの正当化を位置づけている。」⁴²⁾

こうした多元主義を包摂することが、マンザーの研究の中心的な特徴である。彼は、3つの基本的な正当化論を区別している。それらを彼は、効用・効率 (utility and efficiency)、正義・平等 (justice and equality)、労働・真価 (labor and desert) 原理と名づけ、この3つの原理間の適合性を注意深く考慮し、明白な衝突を避けるようにそれらを調節している⁴³⁾。けれども、ここで「独立性問題」(independence problem) と呼ばれるものに直面する。多元主義者は、彼らの多元的な原理（あるいは、多元的な正当化論）が、私有権正当化論の基礎にある多元的で独立した、そして等しく基本的な道徳的原理であること、を示す必要がある。一元的な諸理論それ自身がしばしばいくつかの論拠を提供する。というのは、それぞれがある程度他のものと自らを区別するからであ

41) ベッカーの正当論については、拙稿（1989）前掲論文、脚注57）、166～167ページを参照。グリュネバウムとマンザーの正当化論については、それぞれ拙稿（1989）前掲論文、（1991）前掲論文を参照。

42) Munzer(1990) *op. cit.*, p. 7.

43) 拙稿（1991）前掲論文、200～201ページ参照。

る。そして、多元主義の論拠は道徳的ジレンマの考慮から生まれる。もし真の還元できない道徳的ジレンマが存在すれば、そのとき関係している競合する原理が独立であるだけでなく、等しく基本的である、すなわちそれらのいずれも他のものに対して一般的優位性をもたない、という見解を支持する証拠が存在する。所有権の場合には、道徳的ジレンマの候補者を見いだすことが容易である。マンザーの3つの原理は、その点でうまく選択されている。

しかしながら、多元主義者は独立性問題のみならず「無矛盾性問題」(the coherence problem)にもまた取り組まねばならない。すなわち、多元主義者は、彼らの多元的な議論が少なくとも、どんな結論の導出でも許すわけではないという意味で、無矛盾であることを示す必要がある。しかし、どんな多元的理論も、独立性と無矛盾性との間の緊張という深刻な困難に直面する。そこで、彼らは、等しく基本的で独立した原理が衝突するとき一定の結果をえる方法を示す処理原理を必要とする。この無矛盾性の問題を解決しようとする理解できる方向が存在する。独立性問題の解決にマイナスに作用するけれども、ひとつのそうした操作は、たとえば労働・真価原理を充足することが常に効用を極大化する条件になるように、多元的な要素を相互に依存する要件として扱うことである。もうひとつの操作は、辞書的に順序づけられた諸原理の集合を採用することである。マンザーは、優先ルールを考慮し、特定のケースにおける衝突する判断の「相互修正の可能性」と結びつけ、それらはほとんどの衝突を解決するであろう、と主張する⁴⁴⁾。このことから、彼は實際上相互依存性と順序づけ操作の両者を用いているものと判断される。いずれにせよ、これらの考察が、マンザーを制約された私的所有権のシステムへ導いた。

ここに、J. ウォルドロンによる研究と類似するものがある。ウォルドロンは、彼が検討している私的所有正当化論——主として、ロック、ノージック、およびヘーゲルのもの——が、批判的吟味を経て欠陥が修正されたとき、次の

44) Munzer (1990) *op. cit.*, pp. 292-314.

ような重要な分配上の含意を生み出すこと、を示唆した。

「その時、重要な結論はこうである。真剣な吟味の下で、少数の人がたくさんの財産をもち多くの人が何ももたないに等しい、そういった社会に対する十分な正当化を提供する権利に基づく議論はなんら見いだされない。財産は人権であるというスローガンは、われわれが現代の資本主義諸国において見いだす大きな不平等を正当化するために誠実には展開されえない。」⁴⁵⁾

私的所有に対する「一般的な権利」(general right)という観念へわれわれの注意を向け、所有権と人の心理学的発展との間の必然的結合という思考を復権させようとする試みのなかで、ウォルドロンは、多元主義に対する付加的な直感的支持を与えている。彼はヘーゲルの議論に基づき、その結論を次のように要約する。

「財産を所有することは人間個人にとって重要であるといわれる。というのは、財産を所有し、コントロールすることを通してのみ、彼は自己の意思を外的な対象に具体化でき、自己の直接的存在の主観性を超越できるからである。ある対象に働きかけ、それを用い、それをコントロールすることで、個人は自己の意思に他の方法では得られない安定性と完全な発展を授ける。……ヘーゲルは、所有は必要であると主張する。個人が所有者として自己を確立できなければ、倫理的な生活の他の領域における個人の発展は深刻な危機に陥るであろう。」⁴⁶⁾

45) Waldron (1988) *op. cit.*, p. 5.

46) *Ibid.*, pp. 377-8. また、ベッカーは、ヘーゲルの議論の要点を次のように平易な言葉で述べている。

「(1)人は、通常の過程の成熟期において、世界に自己の自由を行使することによって人格——意識的、歴史的に位置づけられた行為者——に発展する。(2)自己の『もの』としての対象の専有は完全な人格的發展に(心理学上)必要な特徴である。(3)われわ

ウォルドロンによれば、アングロ・アメリカの哲学的伝統のなかで不当に無視された、ヘーゲルとその方向を追求した他の観念論哲学者の私有財産への一般的権利の観念——すなわち、ある種の私有財産を獲得する人権の観念——の基にある考え方は、それがどのようにして私的所有の強力な正当化論に展開されうるかを明らかにする分析ではなかった。すなわち、どんな私的所有権が存在すべきかの説明を与え、あるいは誰が何を所有するかに関する論争を解決するものではなく、むしろ、人的善 (human good) としての私有財産の重要性の理解を提供し、そしてそれを越えて、おそらく財産に対する「特殊な権利」(special right)に對立するものとしての「一般的な権利」の説明を提供するものであった。

「ロック的政治理論と結びつく前者は、私的所有を、むしろある人がある約束上の権利、あるいは契約上の権利をもつという点でもっとも良い権利として考える。すなわち、彼は、彼がなしたこと、あるいは彼にたまたま起こったことのゆえに、それ(私的所有)をもつ。この100年間ヘーゲリアンの政治理論とかかわる後者は、私的所有を、むしろすべての人が言論の自由ないし初等教育への権利をもつと想定される点で有している権利とみなす。すなわち、彼らがたまたまそれを獲得したからというのではなく、その承認が自由な道徳的行為者として彼らを尊重することの重要な部分として。」⁴⁷⁾

ウォルドロンの「特殊な権利」と「一般的な権利」との区別は、H. L. A. ハート (H. L. A. Hart) によってなされた区別に従っている。「特殊な権利」

れは、できうるかぎり、人格として完全に発展することが許されねばならない。そして、そうした発展が全ての人にとって等しく可能でなければならない。(4)しかしながら、われわれの専有を調整・保障する所有権システムがなければ、われわれはそのようにできそうにない。(5)これは、全ての人々が私有財産を獲得できるような所有権システムを正当化する根拠となる。」Becker (1992a) *op. cit.*, p. 201.

47) Waldron (1988) *op. cit.*, pp. 443-4.

は、ウォルドロン⁴⁸⁾の用法では、特定の人々の間の協定、協約、あるいは他の取引を通して生じる。すなわち、そうした権利の存在と内容は、それを創る個々人の特定の歴史しだいである。「一般的な権利」はそうした歴史的事実と独立である。彼の方法論的考えは、ハートのものほど明らかでないが、彼が指摘しているように、もし、人々が財産を所有する「一般的な権利」をもち、そしてこの権利が純粋に形式的なもの⁴⁸⁾と解釈されえないということが示されるならば、その政治的含意は非常に重要なものになりえよう。もしそうなら、たとえそうした「一般的な権利」の細目がはっきりしなくても、そのときこれは所有権システムの全体的な形に劇的な影響をもつかもしれない⁴⁸⁾(たとえば、それは所有システムに対して平等主義的の圧力を行使するかもしれない)。ただそれがどの程度であるかは、もちろん、どのような種類の所有権が自己実現にとって必要なものと示されうるかに依存するであろう。

以上検討してきたような、特定の方向の議論によって正当化されえないものを確認し、一貫した所有論を生みだすために、さまざまなアプローチを結びつ

48) これはどのようにして可能であろうか。もしわれわれが全ての人がある不特定の種類の財産を獲得するという「一般的な権利」の基礎を見いだすことができるならば、事実上それは分配的正義についての平等主義的説明に関係してくるように思われる。少なくとも、正義の問題として、私有財産を獲得する機会から誰も完全に排除されえない、そしてそうした機会が「一般的な権利」の基礎を形成する人間特性と同じように等しく一般的に(広く)分配されなければならない、と考える強力な理由を与えることになる。さらに、もしその基礎がヘーゲルが考えたように、対象の所有としての専有と人間の意識そのものの表現ないし発展との分離し難い結びつきの中にあるとすれば、単なる機会以上のものを支持するより強い平等主義的議論を見いだすであろう。これは明らかに注意深い検討を要する思考方向である。(そして、ウォルドロンはそれについてかなりの検討を加えている。)けれども、かりに所有とパーソナリティーとの結びつきを埋める健全な方向の所有の一般的正当化論が存在することを受け入れるとしても——このこと自体が基本的に困難なのだが——、単純にその理由に基づいて、そうした正当化が現実の所有権システムに影響すると結論づけられない。それを行うためには、所有とパーソナリティーの議論が一般的正当化に限られず、実践的帰結にも関係することが示されなければならないであろう。Becker (1992a) *op. cit.*, pp. 202-4.

けようとする最近の所有論における関心は、歓迎される発展であろう⁴⁹⁾。それは、何でも当然のこととみなすことを拒絶することを、あるいは一元的な正当化の強引な主張にそって運ばれることを拒絶することを示す。所有制度は本質的に非常に順応性がある。もし価値の多元主義がそれ自体として一貫した（矛盾のない）立場であるならば、それは価値多元主義と両立できよう。確かに、所有制度における価値多元主義アプローチは、厳格な演繹主義を支持する人を満足させないだろう。また、それは実際上の困難を伴うであろう。たとえば、さまざまな価値がさまざまな方向へ向かうということ、そして望ましい所有システムのデザインが妥協を含みうること、それからその結果がその場しのぎにみえ優雅に見えないかもしれないということ、である。にもかかわらず、それは所有制度における多様な価値を実現する試みに不可避的な困難（混乱）である。その意味で、少なくとも最近の著作が示唆する改革のいくつかは、市場経済がその勢力を広げるとき、ますます必要になるように思われる。

VIII. 結 び

われわれは、それでは、所有理論に関して何を要求すべきか。第1に、何らかの価値の選択と望ましい所有構造との関係についての一貫した説明が存在すべきである。第2に、それは現存する状況を説明すべきものでなければならぬ。すなわち、もし正当な所有が現存する取り決めと矛盾するならば、その正

49) けれども、これに関連して『哲学的』と称する所有権論はややもすると、単純な『基礎づけ』が可能だとの前提から出発して、その答のヴァリエーションをいくつか検討するというアプローチをとる場合が多いが、本当の哲学的問題は実はその前提にあるように思われる」という指摘は無視できない重要性をもつ。なぜなら、「何がその制度の目的かについて、複数の異なる説明が並立したり、それまで理解されていなかった新たな目的が、その制度の機能理解が進むにつれて後から発見されたりする」からである。これは、ハイエク (F. A. Hayek) のいう「自生的秩序」に関係してくるポイントであるが、本稿では十分に検討できなかった。次の機会に譲りたい。嶋津格 (1992) 「所有権は何のためか」『現代所有論』日本法哲学会編法哲学会年報 (1991, 58-76), 58, 74ページ。

当なシステムを実現するために、何が変更される必要があるかについて、明確で説得力ある提案がなされるべきである。これは、その提案を具体化するために必要な制度的取り決めと、現在の取り決めから提案されたものへ移るべき際の手段についての提案とを含む。もし、所有理論が主として所有権の正当化と、誰が何を、いつ、そしてどのように獲得するかという一般の争点との関係にかかわることを受け入れるならば、資源に対するコントロールの分配、その利用による便益の分配、そして所有に伴う社会的責任の説明と制度化という3つの側面が、所有に関する議論の中では、とくに重要であるように思われる。現存する所有の諸理論が現代の条件と明らかに整合しない点は、経済の相互浸透性と生態システムについての認識である。経済的相互浸透と生態的相互依存の認識は、コントロール、便益、および社会的責任に関する新たな疑問を引き起こす。多国籍企業の構造や大規模な環境問題(酸性雨汚染など)は、コントロールと社会的責任に関する新しい争点を引き起こし、国民コミュニティの重要性をますます弱めるように思われる。

ここで、いくつかの結論を描くことができる。第1に、所有は順応性ある制度であり、ひとつの独立した価値を現さないということである。第2に、特定の価値に基づく一元的な(優雅な)モデルは非常に重要であるが、もしそれらがその前提においてあまりに厳格であるならば、あるいはもしそれらの結論が現代の状況からあまりにかけ離れているように思われるならば、懐疑を生み易い。第3に、価値多元主義に関係して、所有制度の順応性を利用することによって明らかに衝突する価値を調停することは可能であるし、正当でもある。これは多くの法的実践のなかで行われてきたことである。たとえば、土地と動的財産は違った扱いを受けてきた。というのは、それらは異なったものであり、異なった問題を示すが、また衝突する価値を調整する異なる機会を示すからである。これらの結論は、所有の問題を、その多様性の承認、価値多元主義、制度の具体性、および現代の状況に合わせ分解することに等しい。それは、自由のような特定の価値に絶対的価値を置く人、あるいは理論的モデルの純粋性を主

張したい人に対してはアピールしないであろう。しかし、これが、規範的議論と経験的（実証的）研究を統合しようとする所有の理論から現れる結論であるように思われる⁵⁰⁾。

最後に、所有に関する主張は再び経験的なものが強調されなければならないであろう。所有権の概念の法的分析によって供給された現在の標準的な分析ツールは、経済史家や人類学者による注意深い研究とともに、私的所有権の実践が現実に人類史においていかに持続的かつ多様なものであったかを示した⁵¹⁾。さらに、今世紀における共産主義ないし社会主義の実験は、大規模な産業社会にとって、ほとんどの形態の私的所有権を除去した実行可能なシステムをデザインすることがいかに困難かを示してきた。また、こんにちの世界的規模での経済的取引、大規模な現代組織は、あたかもわれわれに開かれている全ての論理的可能性をわれわれが有しているかのように、所有理論を議論することの不適切さを示している。その意味で、人間の行動に焦点を当てるべきである。あるいは、広い意味で、さまざまな所有上の取り決めと人間の福祉との間の観察された、永続的な、強い行動上の結びつきに焦点を当てるべきであろう⁵²⁾。

〔付記〕本稿は平成4年度関西大学在外研究員としての研究成果である。

50) Cf. Takeshita, K. (1992a) *op. cit.*, pp. 14-7.

51) その意味で、原始共産主義は幻想であった。

52) この点では、本稿IV節で扱った経済学のアプローチの重要性が強調されるべきである。